

議案第33号

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 守口市コミュニティセンター条例（平成28年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																							
第1条から第14条まで 略		第1条から第14条まで 略																							
別表第1 略		別表第1 略																							
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料 30分につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南部エリアコミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>体育室半面 <u>210</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育室全面 <u>420</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料 30分につき	略		南部エリアコミュニティセンター	略	体育室半面 <u>210</u>		体育室全面 <u>420</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料 30分につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南部エリアコミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>体育室半面 <u>220</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育室全面 <u>440</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料 30分につき	略		南部エリアコミュニティセンター	略	体育室半面 <u>220</u>		体育室全面 <u>440</u>	略	
区分	利用料 30分につき																								
略																									
南部エリアコミュニティセンター	略																								
	体育室半面 <u>210</u>																								
	体育室全面 <u>420</u>																								
略																									
区分	利用料 30分につき																								
略																									
南部エリアコミュニティセンター	略																								
	体育室半面 <u>220</u>																								
	体育室全面 <u>440</u>																								
略																									
備考 略		備考 略																							

第2条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略

別表第1 略

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
略		
東部エリアコミュニティセンター	略	
	<u>東体育室半面</u>	略
	<u>東体育室全面</u>	略
略		

備考 略

別表第1 略

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
略		
東部エリアコミュニティセンター	略	
	<u>よつば未来体育室半面</u>	略
	<u>よつば未来体育室全面</u>	略
	<u>よつば未来会議室1</u>	110
	<u>よつば未来会議室2</u>	110
略		

備考 略

第3条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
第1条から第14条まで 略	第1条から第14条まで 略								
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	
名称	位置								
略									
名称	位置								
略									

守口市錦コミュニティセン ター	守口市菊水通4丁目21番18 号
略	

守口市錦コミュニティセン ター	守口市菊水通4丁目20番10 号
略	

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
略		
錦コミュニティセ ンター	和室	50
	会議室	70
	集会室	160
	料理実習室	80
	講義室	70
略		
略		

備考 略

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
略		
錦コミュニティセ ンター	会議室1	80
	会議室2	140
	会議室3	50
	会議室4	20
	和室	60
	多目的室(防音)	30
	略	
略		

備考 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。